

総 評 相 第 171 号
平成 24 年 8 月 24 日

警察庁交通局長 殿

総務省行政評価局長

自動車保管場所証明（車庫証明）手続の簡素化（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「自動車の保管場所証明（いわゆる車庫証明）は、車を買替えるたびに取得しなければならないが、買い替え前の車の車庫を使用する場合には、これを省略できるようにしてほしい。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、当省としては自動車保管場所証明手続の省略は困難であると考えられるものの、下記のとおり、自動車保管場所証明申請書の提出は、申請者が警察署に出頭して行わなければならないが、ほぼ同様の手続である軽自動車の保管場所届出の手続では、届出書の郵送による提出が認められていることから、自動車保管場所証明申請書の郵送による提出を認めることが必要であると考えます。

また、自動車を買替える際の自動車保管場所証明申請書には、旧自動車と新自動車の保管場所が同一の場合にも、保管場所の「配置図」を添付する必要がありますが、自動車保管場所証明事務の適切な実施を確保しつつ、申請者の負担軽減を図る観点から改善の余地があると考えます。さらには、自動車保有関係手続のオンラインワンストップサービスについては、申請者の利便性向上の観点から、サービス利用可能地域及び対象範囲の拡大に努める必要があると考えますので、この点についても、併せて御検討ください。

なお、これらに対する貴庁の措置結果等について、平成 24 年 11 月 24 日までにお知らせください。

記

1 自動車保管場所証明申請手続

(1) 自動車保管場所証明申請の方法等

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号。以下「車庫法」という。）第 3 条では、自動車の所有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所を確保する義務が課せられており、この義務の履行を確認するため、車庫法第 4 条では、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に規定する処分（軽自動車等を除く自動車の新規登録等）を受けようとする者は、国土交通大臣に対して、警察署長の交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面（以下、この書面を「自動車保管場所証明書」という。）を提出しなければならないこととされている。

また、自動車保管場所証明書の交付申請は、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「車庫法施行規則」という。）第 1 条第 1 項により、申請書を当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に提出して行うものとされている。しかし、提出の手段については、法令上明確に規定されていないものの、警察庁によれば、インターネットを介して自動車保有関係手続を申請できるオンラインワンストップサービスを利用する場合を除き、申請者が警察署に出頭して申請書を提出することとされている。

一方、軽自動車の所有者は、車庫法第 5 条により、当該軽自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該軽自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置等を届け出ることが義務付けられているが、この届出については、「郵送による自動車保管場所届出の受理について」（平成 8 年 2 月 29 日付け警察庁丁都交発第 20 号警察庁交通局都市交通対策課長通知。以下「警察庁通知」という。）により、届出者が、届出書及び必要な添付書面並びに届出者の住所、氏名を記入した返信用葉書を封書に同封した上、保管場所を管轄する警察署長に郵送することにより行うことができることとされている。

(2) 自動車保管場所証明申請書の添付書類

車庫法施行規則第 1 条第 2 項により、自動車保管場所証明書の交付申請書（以下「自動車保管場所証明申請書」という。）には、①自動車の所有者が当該申請に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面、②当該申請に係る使用の本拠の位置並びに当該申請に係る場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該申請に係る場所の所在図（以下「所在図」という。）並びに③当該申請に係る場所並びに当該申請に係る場所の周囲の建物、空地及び道路を標示した配置図（以下「配置図」という。）を添付しなければならないこととされている。

これら所在図及び配置図については、車庫法施行規則第 1 条第 3 項により、自動車保管場所証明書の交付申請に係る使用の本拠の位置が旧自動車に係る使用

の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が当該旧自動車の保管場所とされているとき又は当該申請に係る使用の本拠の位置が当該申請に係る場所の位置と同一であるときには、所在図の添付は省略することができるとされているが、配置図については、申請に係る保管場所が旧自動車と同一であっても添付を省略することは認められていない。

2 警察庁の意見

(1) 自動車保管場所証明申請書の提出方法について

自動車保管場所証明申請書及びその添付書類の提出は、記載事項の誤りがあった場合の補正が容易であること等から、警察署に出頭して行うこととしている。郵送による提出を認めた場合、警察署の担当職員が少ないこともあり、補正の連絡及び補正後の申請書等の提出に手間を要するおそれがあり、行政側だけでなく申請者側にも新たな負担が生じるおそれがある。

また、自動車保有関係手続については、現在、各関係機関に出向くことなく、インターネットを介して申請することが出来るオンラインワンストップサービスの運用を行っており、当該サービスを利用する場合には、申請時に警察署に出頭する必要がなくなる。現在、このサービスを利用できる地域は、10都府県にとどまっているが、今後、順次全国的に拡大していく予定であり、その結果、申請者の負担軽減が図られていくものと考えられる。

(2) 自動車保管場所証明申請書に添付する配置図について

自動車保管場所証明申請書の添付書類である配置図は、申請に係る保管場所の位置が適正であるか、その大きさや進入路等は申請に係る自動車の大きさ等に比して適正かの書面審査をするために利用するほか、保管場所内に工作物等がなく申請どおり十分な広さ等が確保されているかについて現地調査をする際にも用いられているものである。

配置図の添付を省略した場合には、書面審査が行えなくなるほか、現地調査を行う際に申請に係る保管場所の位置が特定できず、当該保管場所が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和37年政令第329号)第1条で定める基準に適合しているかを判断できなくなるおそれがあることから、配置図の添付を省略することは困難である。

また、自動車保管場所証明申請書及びその添付書類をデータベース化すれば、過去のデータを活用することも可能と考えるが、各都道府県警察が整備している自動車保管場所証明のデータベースでは、自動車保管場所証明書を交付した際に当該自動車の保有者に対し交付する保管場所標章のデータを管理しているものの、申請者から提出された自動車保管場所証明申請書及びその添付書類のデータは蓄積されていない。なお、自動車保管場所証明申請書及びその添付書類は、自動車保管場所証明書交付手続終了後、数年間(各都道府県警察により異なる。)の文書保存期間経過後廃棄することとしている。このため、行政側が保有する旧

自動車に係る配置図はその全てを保存しておらず、これを再利用することができないことから、申請者が、自動車の買い替えの際、旧自動車の保管場所と同一の場所を自動車の保管場所とする場合でも、新たな自動車に係る配置図の提出を省略することは困難である。

3 改善の必要性

- (1) 上記2(1)のとおり、自動車保管場所証明申請書の提出は、警察署に出頭して行わなければならないことから、一般には、その提出を自動車販売業者に代行させていることが多いと考えられる。一方、自動車の保有者自らが自動車保管場所証明申請の手続を行う場合には、自動車保管場所証明申請書の提出時及び自動車保管場所証明書を受取時の2回に渡り警察署に出頭しなければならないと、申請者にとっては負担増となっている。

しかし、軽自動車の保管場所届出については、自動車保管場所証明申請書に記載すべき事項とほぼ同様の事項を届出書に記載し、かつ、自動車保管場所証明申請書に添付する書類と同一の書類を添付して行う必要があるものの、警察庁通知により郵送で行うことも認められている。警察庁では、そのことによる特段の支障は生じていないとしていることからすると、自動車保管場所証明申請書の郵送による提出を認めないことに合理的な理由は認められないものと考えられる。

したがって、警察庁は、自動車保管場所証明申請書の提出について、申請者が郵送により提出する場合に受理できる基準等を策定した上でこれを各都道府県警察に周知し、申請者の負担軽減を図る必要がある。

- (2) また、自動車保管場所証明申請書への添付書類である配置図については、上記2(2)のとおり、その添付を省略することは認められていない。

しかし、例えば、旧自動車を買替える場合、旧自動車の自動車保管場所証明申請時の配置図が保存されている可能性も十分考えられるため、新自動車の保管場所が旧自動車と同一の場合であれば、旧自動車の配置図を有効に活用することにより、自動車保管場所証明申請の配置図の添付を省略することも可能と考えられる。

したがって、警察庁は、自動車保管場所証明事務の適切な実施を確保しつつ、申請者の負担軽減を図る観点から、旧自動車保管場所証明申請の配置図の保存方法、保存されている配置図の有効活用の在り方等を検討した上で、配置図の添付を省略することの可否について検討する必要がある。

- (3) さらに、自動車保有関係手続のオンラインワンストップサービスについては、現在、利用可能地域は10都府県にとどまり、かつ、対象となる自動車も型式指定車の新車新規登録の場合（軽自動車を除く。）に限定されているが、申請者の利便性向上の観点から、当該サービスの利用可能地域及び対象範囲の拡大に努める必要がある。